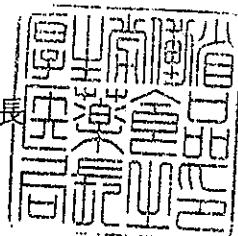




薬食発第0325003号  
平成20年 3月25日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医薬食品局長



### 医療機器の一般的名称の追加について

医療機器の高度管理医療機器、管理医療機器又は一般医療機器の区分等については、薬事法第二条第五項から第七項までの規定により厚生労働大臣が指定する高度管理医療機器、管理医療機器及び一般医療機器（平成16年厚生労働省告示第298号。以下「クラス分類告示」という。）等において定められているところであるが、新たに医療機器が承認されたことから、薬事法第二条第五項から第七項までの規定により厚生労働大臣が指定する高度管理医療機器、管理医療機器及び一般医療機器の一部を改正する件（平成20年厚生労働省告示第110号。以下「改正告示」という。）、薬事法第二条第八項の規定により厚生労働大臣が指定する特定保守管理医療機器の一部を改正する件（平成20年厚生労働省告示第111号）及び薬事法施行規則第九十三条第一項の規定により厚生労働大臣が指定する設置管理医療機器の一部を改正する件（平成20年厚生労働省告示第112号）が平成20年3月25日付けで公布・施行されたところである。

クラス分類告示における各一般的名称の定義等については、平成16年7月20日付け薬食発第0720022号厚生労働省医薬食品局長通知「薬事法第二条第五項から第七項までの規定により厚生労働大臣が指定する高度管理医療機器、管理医療機器及び一般医療機器（告示）及び薬事法第二条第八項の規定により厚生労働大臣が指定する特定保守管理医療機器（告示）の施行について」により示したところであるが、改正告示等の公布・施行に伴い、同通知の一部を下記のとおり改正するので、御了知の上、貴管下関係業者、団体等に対し周知徹底を図られたい。

なお、本通知の写しを各地方厚生局長、独立行政法人医薬品医療機器総合機構理事長、日本医療機器産業連合会会长、在日米国商工会議所医療機器・IVD小委員会委員長、欧州ビジネス協会医療機器委員会委員長及び薬事法登録認証機関

協議会代表幹事あて送付することとしていることを申し添える。

## 記

### 1. 改正の内容

平成16年7月20日付け薬食発第0720022号厚生労働省医薬食品局長通知「薬事法第二条第五項から第七項までの規定により厚生労働大臣が指定する高度管理医療機器、管理医療機器及び一般医療機器（告示）及び薬事法第二条第八項の規定により厚生労働大臣が指定する特定保守管理医療機器（告示）の施行について」の別添CD-ROMの記録内容の一部を次のように改正する。

植込み型末梢神経無痛法用電気刺激装置の項の次に次のように加える。



## 2. 関係通知の改正

平成17年3月31日付け薬食発第0331008号厚生労働省医薬食品局長通知「医療機器の修理区分の該当性について」の別表の一部を次のように改正する。

喉頭ストロボスコープの項の次に次のように加える。

			71027000	カプセル型撮像及び追跡装置	II	一		一
1786								

脳血栓破碎用バイブルーションカテーテルの項の次に次のように加える。

			44841004	中心循環系塞栓捕捉用カテーテル	IV	一		一
1067								

眼科用コンフォーマの項の次に次のように加える。

			71028000	内視鏡用粘膜下注入材	III	一		一
1065								

胃十二指腸用ステントの項の次に次のように加える。

			45851000	頸動脈用ステント	IV	一		一
1066								

植込み型末梢神経無痛法用電気刺激装置の項の次に次のように加える。

			71029000	体外衝撃波疼痛治療装置	III	該当	該当	G6
1068								

官報

編集・印刷  
独立行政法人国立印刷局

- 原子力発電施設解体引当金に関する省令の一部を改正する省令  
(経済産業二〇)

〔告 示〕

  - 除籍が滅失した件（法務一六〇）
  - 日本国に帰化を許可する件  
(同一六一)
  - 社会保障に関する日本国とオランダ王国政  
府との間の協定のオランダ王国政  
府による暫定的な適用に関する日本  
国政府とオランダ王国政府との間の  
書簡の交換に関する件（外務一八三）
  - 債務救済措置（債務支払猶予方式）  
に関する日本国政府と中央アフリカ  
共和国政府との間の書簡の交換に關  
する件（同一八四）
  - 南部スーダンにおける帰還民統合及  
びホスト・コミュニティ支援のため  
の教育施設建設設計画のための贈与に  
関する日本国政府と国際連合難民高  
等弁務官事務所との間の書簡の交換  
に関する件（同一八五）
  - 食糧援助に関する日本国政府とエチ  
オピア連邦民主共和国政府との間の  
書簡の交換に関する件（同一八六）

〔省令〕  
電力発電施設の一部を改正する  
〔告示〕  
〔省業二〇〕

- ウガンダ北部におけるコミニュニティ 参加を通じた子供のための環境整備 計画のための贈与に関する日本国政府と国際連合児童基金との間の書簡の交換に関する件（同一八七）
  - リベリア共和国における小兒感染症予防計画のための贈与に関する日本国政府と国際連合児童基金との間の書簡の交換に関する件（同一八八）
  - アウキ市場及び棧橋建設計画のための贈与に関する日本国政府とソロモン諸島政府との間の書簡の交換に関する件（同一八九）
  - マダガスカル共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とマダガスカル共和国政府との間の書簡の交換に関する件（同一九〇）
  - 生物学的製剤基準の一部を改正する件（厚生労働一〇九）
  - 薬事法第二条第五項から第七項までの規定により厚生労働大臣が指定する高度管理医療機器、管理医療機器及び一般医療機器の一部を改正する件（同一一〇）
  - 薬事法第二条第八項の規定により厚生労働大臣が指定する特定保守管理医療機器の一部を改正する件（同一一一）
  - 薬事法施行規則第九十三条第一項の規定により厚生労働大臣が指定する設置管理医療機器の一部を改正する件（同一一二）
  - 医療機器及び体外診断用医薬品の製造管理及び品質管理の基準に関する省令第四条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する医療機器の一部を改正する件（同一一二三）
  - 動物用生物学的製剤基準の一部を改正する件（農林水産四二五）

(同四二六) 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の規定に基づき、登録認定機関を登録した件

〔血室專項〕

〔宣上報告〕

日本工業規格  
(厚生労働省・経済産業省、経済産業  
省・国土交通省)

勞  
働

卷之三

閣議決定等事項

諸事項

官序

割賦販売法に基づく同法第三十五条の三の二の許可を受けた者の営業禁止、割賦販売法及び割賦販売法施行令に基づく債権の申出関係。

裁判所  
相続、公示催告、失踪、除権決定、  
破産、免責、特別清算、再生關係  
地方公共団体  
公債償還（東京都区）関係  
会社その他

〔国会事項〕

〔人事異動〕

内閣 内閣府 国家公安委員会 警察  
府 財務省

○厚生労働省告示第百九号  
薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第四十二条第一項の規定に基づき、生物学的製剤基準（平成十六年厚生労働省告示第百五十五号）の一部を次のように改正する。

平成二十年三月二十五日

厚生労働大臣 外添 要一  
医薬品各条の部ボリエチレングリコール処理抗H.B.s人免疫グロブリンの条5・1の2中「HBs抗原陽性者」を「HBs抗原陽性者（肝移植施行患者等除く）」に改める。

○厚生労働省告示第百十号

薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第二条第五項の規定に基づき、薬事法第二条第五項から第七項までの規定により厚生労働大臣が指定する高度管理医療機器、管理医療機器及び一般医療機器（平成十六年厚生労働省告示第二百九十八号）の一部を次のように改正する。

平成二十年三月二十五日

厚生労働大臣 外添 要一  
別表第一に次のように加える。

1068 体外衝撃波疼痛治療装置

○厚生労働省告示第百十一号

薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第二条第八項の規定に基づき、薬事法第二条第八項の規定により厚生労働大臣が指定する特定保守管理医療機器（平成十六年厚生労働省告示第二百九十七号）の一部を次のように改正する。

平成二十年三月二十五日 厚生労働大臣 外添 要一  
別表に次のように加える。  
1183 体外衝撃波疼痛治療装置

○厚生労働省告示第二百二十一号

薬事法施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）第九十三条第一項の規定に基づき、薬事法施行規則第九十三条第一項の規定により厚生労働大臣が指定する設置管理医療機器（平成十六年厚生労働省告示第二百三十五号）の一部を次のように改正する。

平成二十年三月二十五日 厚生労働大臣 外添 要一  
別表に次のように加える。  
239 体外衝撃波疼痛治療装置

○厚生労働省告示第二百十三号  
医療機器及び体外診断用医薬品の製造管理及び品質管理の基準に関する省令（平成十六年厚生労働省令第二百六十九号）第四条第一項の規定に基づき、医療機器及び体外診断用医薬品の製造管理及び品質管理の基準に関する省令第四条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する医療機器（平成十七年厚生労働省告示第百八十四号）の一部を次のように改正する。

平成二十年三月二十五日

厚生労働大臣 外添 要一 本則に次のように加える。	厚生労働大臣 外添 要一 本則に次のように加える。
------------------------------	------------------------------

平成二十年三月二十五日

厚生労働大臣 外添 要一 774 体外衝撃波疼痛治療装置	厚生労働大臣 外添 要一 774 体外衝撃波疼痛治療装置
---------------------------------	---------------------------------

平成二十年三月二十五日

農林水産省告示第四百一十五号 農林水産省告示第四百一十五号	農林水産省告示第四百一十五号 農林水産省告示第四百一十五号
----------------------------------	----------------------------------

平成二十年三月二十五日

農林水産大臣 若林 正俊 (次のよう)は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全部畜水産安全管理課及び都道府県庁に備え置いて総覽に供する。)	農林水産大臣 若林 正俊 (次のよう)は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全部畜水産安全管理課及び都道府県庁に備え置いて総覽に供する。)
---	---

平成二十年三月二十五日

農林水産省告示第四百一十六号  
農林水産省告示第四百一十六号

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和三十五年法律第百七十五号）第十七条の二第一項の規定に基づき、次とおり登録認定機関を登録したので、同条第三項の規定に基づき公示する。

平成二十年三月二十五日

農林水産大臣 若林 正俊  
農林水産大臣 若林 正俊

一 登録年月日及び登録番号

平成二十年三月十三日 第百三号

農林水産大臣 若林 正俊  
農林水産大臣 若林 正俊

二 登録認定機関の名称及び住所

平成二十年三月十三日 第百三号

農林水産大臣 若林 正俊  
農林水産大臣 若林 正俊

三 登録認定機関が認定を行なう農林物資の区分及び種類

平成二十年三月十三日 第百三号

農林水産大臣 若林 正俊  
農林水産大臣 若林 正俊

四 登録認定機関の事業所の所在地

平成二十年三月十三日 第百三号

農林水産大臣 若林 正俊  
農林水産大臣 若林 正俊

○農林水産省告示第四百一十七号  
農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和三十五年法律第百七十五号）第十七条の六第一項の規定に基づき、財團法人北農会が認定に関する業務を行う事業所について、平成二十年四月一日をもつてその所在地を次のとおり変更する届出があつたので、同条第二項の規定に基づき公示する。

平成二十年三月二十五日

農林水産大臣 若林 正俊  
北海道札幌市中央区北一条西七丁目

農林水産大臣 若林 正俊  
北海道札幌市中央区北三条西二丁目農林水産大臣 若林 正俊  
北海道札幌市中央区北二条西二丁目農林水産大臣 若林 正俊  
北海道札幌市中央区北二条西二丁目

○農林水産省告示第四百三十号  
森林法（昭和三十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十年三月二十五日

農林水産大臣 若林 正俊  
北海道札幌市中央区北二条西二丁目

七〇二の一、字広平向六七〇五、字大三婦沢六七〇六の一、六七〇七の一、六七一〇、六七一、字小丸山六七〇八、字細畠六七〇九の一、六七〇九の二、字深ヶ間入六七一二の一、六七一三、六七三三、字葉畠六七一四から六七一八まで、字倉掛六七一九から六七二一まで、字桜ヶ久保六七二二、六七二三、字金戸倉六七二四から六七二七まで、六七二九